

「介護保険制度と連携した、最適な施設選び」
有料老人ホームと介護保険は切っても切れない関係にあります
今回はこの二つの関係をしっかりとご説明したいと思います

有料老人ホームをはじめとする介護施設に入居を検討する場合、費用の負担を軽減するために介護保険が利用できます。ただし、介護保険の対象は年齢や特定疾病の有無、要支援・要介護の有無によって分けられており、誰もが介護保険を利用できるわけではありません。
そこで今回は、介護保険制度の概要や適用範囲、費用の相場や対象者の条件についてご説明いたします。介護保険を利用する予定がある方や、将来的に有料老人ホームへの入居を検討している方は、ぜひ参考にしてください。

◆ 介護保険制度の概要

介護保険制度とは、2000年から施行された介護保険法に基づく制度のことです。当初は「高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み」として創設されました。

高齢者として定義される65歳以上の方（1号被保険者という）に加えて、要介護認定を受けるケースがみられる40～64歳までの方も介護保険の加入者（2号被保険者という）に加えることで、社会全体で制度を支える仕組みです。

介護保険の加入者は、年齢や要支援・要介護状態となった場合に介護認定を受けて介護保険給付を受け、必要なサービスが利用できます。給付を活用することで、介護サービスやその他の生活に必要なサービスにかかる自己負担額が抑えられます。

介護保険給付によって利用できるサービスは以下のとおりです。

介護保険給付で利用できるサービス

- ✓ 施設・居住系介護サービス
- ✓ 通所・訪問リハビリテーション
- ✓ 訪問看護
- ✓ 通所介護（ディサービス）
- ✓ 訪問介護
- ✓ 訪問入浴
- ✓ 福祉用具貸与
- ✓ 小規模多機能型居宅介護

上記サービスのうち、施設での介護サービス利用時には食事や掃除・洗濯といった生活支援サービス、レクリエーションやイベントにかかる費用、施設内での見守りが介護保険の対象になります。

参照元：厚生労働省老健局「介護保険制度の概要」

介護保険制度の概要（まとめ）

項 目	内 容
対象者	原則65歳以上（または40歳以上で16種類の特定疾病あり）
サービス内容	訪問介護、通所介護、短期入所、施設介護など
自己負担	原則1～3割（所得により変動）
支給限度額	要介護度ごとに設定（例：要介護1：約167,000円／月）

※2号被保険者は認知症等定められた16種類の疾病（特定疾病）の場合は介護認定を受けることができます。（3ページー口メモ参照）

有料老人ホームと介護保険

有料老人ホームには以前にご説明したように介護付・住宅型・健康型の3つの種類があります。健康型は元気な高齢者向けで全国に14カ所しかありません。今回は介護付と住宅型を中心にお話ししていきます。

介護付き有料老人ホームは、24時間の介護サービスが付帯している有料老人ホームです。介護が必要な方を受け入れる施設のため、要介護1から入居が可能です。

介護保険は以下のサービスに適用されます。

- ・ 食事・排泄・入浴の介助
- ・ 機能訓練
- ・ 安否確認
- ・ 掃除・洗濯
- ・ 生活相談
- ・ 看取り

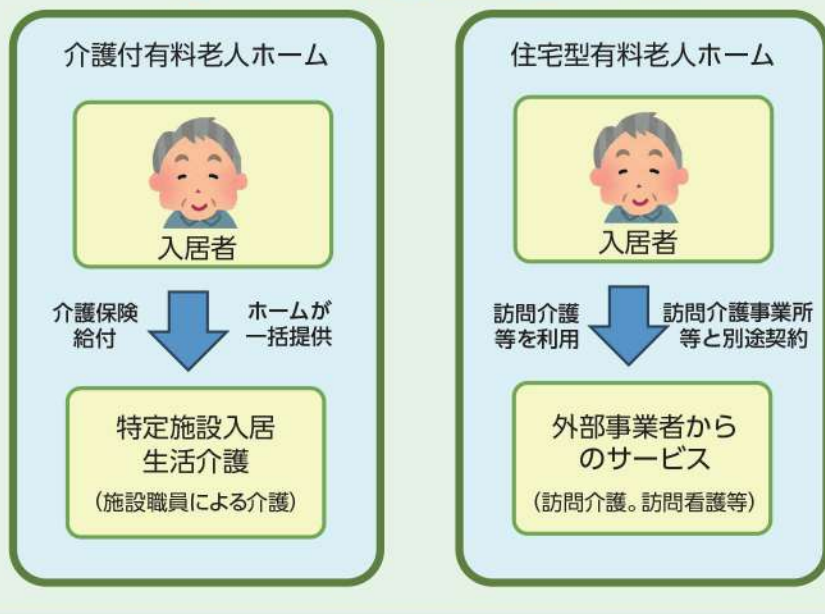
起床から就寝まで、食事や身支度、排泄といったサービスにかかる介助が介護保険で賄われます。必要な方には生活相談や看取りが提供され、その場合介護保険の対象になります。

住宅型有料老人ホームは、自立した方から要介護の方までを受け入れている有料老人ホームです。入居後はそれぞれの自立・支援・介護レベルに応じたサービスを利用しながら生活を送ります。

仕組上は要介護度が低く、自身で外部の医療機関やサービスを利用できる方を対象としているため、施設内で介護保険が適用されるサービスは提供していません。しかし外部の訪問介護サービスを利用すると言っても施設内にその事業所が配置されていることが多く、介護保険の利用方法が違うだけで介護付き有料老人ホームと受けるサービスは殆ど同じサービスを受けることのできる住宅型が多いです。



老人ホームと介護保険制度との関係



◆ 施設種類による介護サービスの違い

介護保険サービスの内容	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
介護スタッフ	常駐（24時間）	必要に応じて訪問
ケアマネジャー	施設内に在籍	外部と個別契約
緊急対応	原則即対応可能	外部依存のケースあり
サービスの柔軟性	パッケージ化（楽）	個別契約で調整可能（自由）

有料老人ホームでかかる費用

有料老人ホームにかかる費用については入居時と月々の費用に分かれます。種類別の費用の目安を以下の通り表にしてみました。

入居一時金とは、長期利用を前提とした前払い金になり、定められた期間で償却されます。最近では「入居一時金0円」の施設や契約プランを持っているところが多くあります。

施設種類	入居一時金の目安	月額利用料の目安	対象者・介護体制
介護付き有料老人ホーム	0円～数千万円	約20万～35万円	要介護・要支援の方。介護度が高い方も可。
住宅型有料老人ホーム	0円～数千万円	約15万～30万円	自立・要支援～要介護の方。
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	0円 (敷金家賃数か円)	約10万～25万円	自立～軽度の要介護の方。

次に月額利用料と介護保険についてご説明します。有料老人ホームの月額利用料は大きく下の3つの項目に分かれます。

- ① 家賃相当額：施設の場所・グレードで大きく変動（例：5万～15万円）
- ② 管理費：共用部の維持や人件費など。一部の住宅型では介護保険サービス以外のサポート費を管理費として設定されているときがあります（例：3万～10万円以上）
- ③ 食費：1日3食の提供（例：4万～7万円）

左記の費用以外に入居者の状態により変動する費用として以下の費用が掛かります。

1. 介護保険利用負担額（1割～3割）
2. 医療費
3. 理美容費
4. おむつ代など消耗品費
5. お部屋の水光熱費（施設による）
などが変動費として掛かります。



◆月額利用料のモデルケース(80歳要介護2の方を想定)

費用項目	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
家賃	70,000	70,000
管理費	40,000	30,000
食費	55,000	55,000
介護保険負担費(1割負担)	22,000	24,000
その他雑費	20,000	20,000
合計月額	207,000	199,000

このモデルケースは目安であって、施設によって大きく変動します。特に住宅型は高額な管理費を取るが手厚いサービスをする施設と廉価な施設に大きく差があります。ホームあしすと入居相談室はご入居を検討されている方のご希望や状況に合わせた施設をご提案するようにしております。



介護保険の第2号被保険者とは、**40～64歳の医療保険加入者で、厚生労働省が指定する以下の特定疾病に該当する方**です。

特定疾病とは以下の16種類の疾患を指します。

1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づいて、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症

9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

特定疾病に該当しない方や、40歳に達していない方については、介護保険の対象にはなりません。

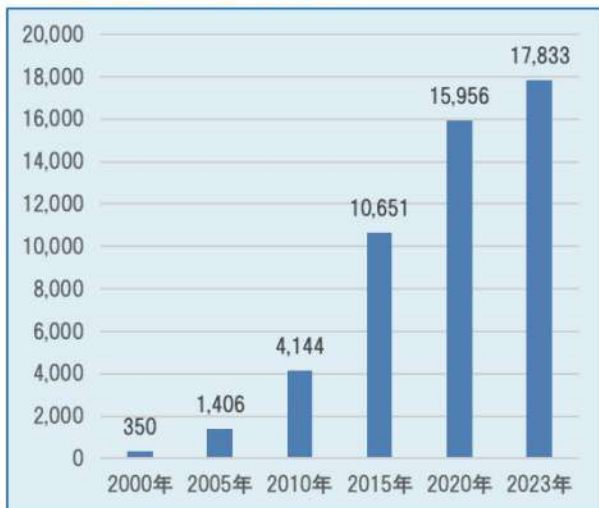
まとめ

介護保険制度のスタートした2000年には有料老人ホームは全国で350棟ありました。2023年サービス付き高齢者向け住宅を除いた有料老人ホーム数は17,833棟となっており、施設数は50倍以上増加しています。介護保険制度が始まる以前は入居金は何千万円もした有料老人ホームですが、いまでは入居金0円で利用できる施設も多くなり、月額利用料も飛躍的に利用しやすい施設が多くなったのは、介護保険制度が始まったことも一つの要因になったと思います。

老人ホームと介護保険制度の関係は解りづらく、私どもも何度か特集させていただきました。今回ご説明したこと以外にも、高額介護サービス費払い戻し制度や高額医療・高額介護合算療養費制度など割戻し制度もあります。ご不明なときはぜひ私どもへご相談ください。



有料老人ホーム施設数推移



参照元：厚生労働省HP内資料により作成

今回、ご説明したポイントは以下の通りとなります。

- ◆ 介護保険が使えるかどうかは、施設の種類と入居者の要介護度による。
- ◆ 介護付は介護保険を一括で使いやすく、重度の方におすすめ。
- ◆ 住宅型は自由度が高いが、介護保険サービスは外部利用。健康型は介護保険の対象外。



プロの観点で
ご提案します

親身になって
万全サポート

相談費用は
いただきません

もしも迷ったときは・・・ ホームあしすと入居相談室へ

高齢者住宅のちょっとした疑問やご質問などがありましたら、「ホームあしすと入居相談室」へご相談ください。ショートステイのお手伝いも致します。

お陰さまで武蔵野市吉祥寺に2006年に開業し、20年目を迎えました。施設を知り尽くしたプロの視点から、お一人おひとりに合った施設を探し、親身になってご提案いたします。施設の見学、ご契約、アフターフォローまで、万全の体制でご相談にお答えします。まずはお気軽にご連絡をください。お待ちしております。

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度 届出番号：20-0122

〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目28-6-107 迦葉武蔵野第3（吉祥寺駅北口徒歩5分）

ホームあしすと
入居相談室

0120-428-165

受付10:00~19:00（日曜・祝日は休み※）

<http://senior-support.co.jp/>

ホームあしすと